

平成 30 年 10 月 18 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 4 条第 6 項
の規定に基づき厚生労働大臣が定める 5 類感染症及び事項の一部を改正する件
の施行に伴う各種改正について（通知）

平素より、感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

本年 4 月 26 日の厚生科学審議会感染症部会において、後天性免疫不全症候群（HIV 感染症を含む。）及び梅毒について、より有効な対策を講じるため、これらの発生動向を詳細に把握することが重要であるとの御意見をいただいたことを受けて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 4 条第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める 5 類感染症及び事項（平成 19 年厚生労働省告示第 58 号。以下「告示」という。）を改正し、本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 4 条第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める 5 類感染症及び事項の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 365 号）が別紙 1 のとおり公布され、平成 31 年 1 月 1 日から適用されます。

あわせて、同様の趣旨から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（以下「基準」という。）の一部を別紙 2 のとおり改正し、平成 31 年 1 月 1 日から適用することといたしました。

告示及び基準の改正内容は下記のとおりですので、貴職におかれては、内容について御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 告示の改正内容

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 12 条第 1 項第 2 号は、医師が 5 類感染症の患者を診断した際の届出義務について規定しており、当該届出事項については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）第 4 条第 6 項において、感染症の名称及び患者の症状、診断方法、初診年月日及び診断年月日等と定められている。また、同項において、5 類感染症のうち厚生労働大臣が

定めるものに係る医師の届出事項については、上記の事項のほか、「感染症のまん延の防止及び患者の医療のために必要な事項として5類感染症ごとに厚生労働大臣が定める事項とする」とされており、告示で具体的に規定している。

- 今般、告示を改正し、厚生労働大臣が定める5類感染症に「梅毒」を、厚生労働大臣が定める事項に「妊娠の有無」を、それぞれ追加する。

2 基準の改正内容

- 感染症法第12条第1項に基づく医師の届出並びに第14条第2項に基づく指定届出機関の届出に係る様式については、基準において、感染症ごとに定められている。
- 今般、基準中、別記様式5-9（「後天性免疫不全症候群発生届（HIV感染症を含む）」の様式）を改正し、「診断時のCD陽性Tリンパ球数（CD4値）」を記載項目として追加する。また、基準中、別記様式5-16（「梅毒発生届」の様式）を改正し、「性風俗の従事歴・利用歴の有無」、「口腔咽頭病変」、「妊娠の有無」、「過去の感染歴」及び「HIV感染症の合併の有無」を記載項目として追加する。

（参考）

基準については下記のURLを参照のこと。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/kekkaku-kansenshou11/01.html

明治三十五年三月三十一日 日刊 (行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

- 外国弁護士による法律事務の取扱い
に関する特別措置法第七条の規定に
よる承認をした件
(法務三三三、三三三)
- 外国弁護士による法律事務の取扱い
に関する特別措置法第十六条第一項
の規定に基づき特定外国法を指定し
た件 (同三三三)
- 日本国に帰化を許可する件
(同三三四)
- ネパール政府に対する贈与に関する
日本国政府とネパール政府との間の
書簡の交換に関する件 (外務三二〇)
- 農業・水産食品の安全確保のための
検査・農産食品品質コンサルティン
グセンター能力強化計画のための贈
与に関する日本国政府とベトナム社
会主義共和国政府との間の書簡の交
換に関する件 (同三二一)
- 南部地域における不発弾除去の加速
化計画のための贈与に関する日本国
政府とラオス人民民主共和国政府と
の間の書簡の交換に関する件
(同三二二)
- 平成三十一年三月十八日から発行を
開始する日本銀行券千円の様式を定
める件 (財務二七九)

- 株式会社日本政策金融公庫法附則第
三十五条の規定に基づき、同条の主
務大臣の定める利率を定める等の件
の一部を改正する件
(財務・農林水産一五)
- 感染症の予防及び感染症の患者に対
する医療に関する法律施行規則第四
条第六項の規定に基づき厚生労働大
臣が定める五類感染症及び事項の一
部を改正する件 (厚生労働三六五)
- 保安林の指定をする件
(農林水産二二八二、二二九七)
- 砂防法第二条の土地を指定する件
(国土交通一一八六、一一九二)
- 特に水鳥の生息地として国際的に重
要な湿地に関する条約の指定湿地を
指定した件 (環境八四、八五)
- 特に水鳥の生息地として国際的に重
要な湿地に関する条約の指定湿地を
拡大した件 (同八六)
- 漁船の操業の制限等に伴う損失補償
を行う期間及び損失補償申請書を提
出すべき時期をそれぞれ定める件
(防衛二〇九)
- 道路に関する件
(九州地方整備局一一五、一一六)
- 内閣
(人事異動)
- 叙位・叙勲
- 皇室事項
- 官庁報告
- 法 務
- 刑事補償法による補償決定の公示
(熊本地方裁判所)

- 労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法
第五条の規定に基づく関係事業主を代
表する者の候補者の推薦について
(厚生労働省)
- 資 料
機械受注統計調査報告 (平成三十年八
月) (実績) (内閣府)
- 公 告
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し
関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

- 法務省告示第三百三十一号
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特
別措置法 (昭和六十一年法律第六十六号) 第七条
の規定に基づき、次の者に対し、連合王国におい
て弁護士に相当する資格を取得している者として
外国法事務弁護士となる資格を承認した。
平成三十年十月十八日
法務大臣 山下 貴司
氏 名 ハリエット・クニ・エリザベス・グレ
イ
生年月日 千九百八十七年四月四日
○法務省告示第三百三十二号
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特
別措置法 (昭和六十一年法律第六十六号) 第七条
の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国
ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を
取得している者として外国法事務弁護士となる資
格を承認した。
平成三十年十月十八日
法務大臣 山下 貴司
氏 名 ポール・リチャード・ヘネシー
生年月日 千九百八十年十一月二十一日
○法務省告示第三百三十三号
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特
別措置法 (昭和六十一年法律第六十六号) 第十六
条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のと
おり特定外国法を指定した。
平成三十年十月十八日
法務大臣 山下 貴司
一 指定を受けた者
氏 名 ポール・リチャード・ヘネシー
生年月日 千九百八十年十一月二十一日
二 指定をした特定外国法
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する
特別措置法第十六条第一項第一号によるもの
アメリカ合衆国コネティカット州において効
力を有し、又は有した法
○法務省告示第三百三十四号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、こ
れを許可する。
平成三十年十月十八日
法務大臣 山下 貴司

告 示

○財務省告示第十五号

農林水産省告示第十五号
株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。
平成三十年十月十八日
財務大臣 麻生 太郎
農林水産大臣 吉川 貴盛

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---------------|--|---------------|--|
| 一 (略) | 二 法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。 | 一 (略) | 二 法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。 |
| 償還期限 | 利率 | 償還期限 | 利率 |
| 十二年以下 | 年二厘五毛 | 十二年以下 | 年二厘五毛 |
| 十二年を超え十五年以下 | 年三厘五毛 | 十二年を超え十五年以下 | 年三厘五毛 |
| 十五年を超え二十五年以下 | 年四厘 | 十五年を超え二十五年以下 | 年四厘 |
| 二十五年を超え三十五年以下 | 年四厘五毛 | 二十五年を超え三十五年以下 | 年四厘五毛 |
| 三十五年を超え四十五年以下 | 年五厘 | 三十五年を超え四十五年以下 | 年五厘 |
| 四十五年を超え五十五年以下 | 年五厘五毛 | 四十五年を超え五十五年以下 | 年五厘五毛 |
| 五十五年を超え六十五年以下 | 年六厘 | 五十五年を超え六十五年以下 | 年六厘 |
| 六十五年を超え七十五年以下 | 年六厘五毛 | 六十五年を超え七十五年以下 | 年六厘五毛 |
| 七十五年を超え八十五年以下 | 年七厘 | 七十五年を超え八十五年以下 | 年七厘 |
| 八十五年を超え九十五年以下 | 年七厘五毛 | 八十五年を超え九十五年以下 | 年七厘五毛 |
| 九十五年を超え | 年八厘 | 九十五年を超え | 年八厘 |

三 法別表第五第三号の1に掲げる資金（同条の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

| 改正後 | | 改正前 | |
|------------|-------|------------|------|
| 後天性免疫不全症候群 | (略) | 後天性免疫不全症候群 | (略) |
| 梅毒 | 妊娠の有無 | (新設) | (新設) |

○農林水産省告示第二千二百八十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成三十年十月十八日
農林水産大臣 吉川 貴盛

一 保安林の所在場所 岐阜県揖斐郡揖斐川町小津字居所一〇〇五、一〇〇七

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定実施要件
立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

○農林水産省告示第二千二百八十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成三十年十月十八日
農林水産大臣 吉川 貴盛

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。

○厚生労働省告示第三百六十五号
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第四条第六項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第四条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める五類感染症及び事項（平成十九年厚生労働省告示第五十八号）の一部を次の表のように改正し、平成三十一年一月一日から適用する。
平成三十年十月十八日
厚生労働大臣 根本 匠
（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | | 改正前 | |
|---------------|-------|---------------|-------|
| 十二年を超え十五年以下 | 年三厘五毛 | 十二年を超え十五年以下 | 年三厘五毛 |
| 十五年を超え三十五年以下 | 年四厘 | 十五年を超え三十五年以下 | 年四厘 |
| 三十五年を超え四十五年以下 | 年四厘五毛 | 三十五年を超え四十五年以下 | 年四厘五毛 |
| 四十五年を超え五十五年以下 | 年五厘 | 四十五年を超え五十五年以下 | 年五厘 |
| 五十五年を超え六十五年以下 | 年五厘五毛 | 五十五年を超え六十五年以下 | 年五厘五毛 |
| 六十五年を超え七十五年以下 | 年六厘 | 六十五年を超え七十五年以下 | 年六厘 |
| 七十五年を超え八十五年以下 | 年六厘五毛 | 七十五年を超え八十五年以下 | 年六厘五毛 |
| 八十五年を超え九十五年以下 | 年七厘 | 八十五年を超え九十五年以下 | 年七厘 |
| 九十五年を超え | 年七厘五毛 | 九十五年を超え | 年七厘五毛 |

附則
1 この告示は、公布の日から施行する。
2 この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第 1～第 5 (略)</p> <p>第 6 五類感染症 1～8 (略)</p> <p>9 後天性免疫不全症候群 (1) (略) (2) 臨床的特徴 H I V に感染した後、C D 4 陽性リンパ球数が減少し、無症候性の時期（無治療で<u>数年から 1 0 年程度</u>）を経て、生体が高度の免疫不全症に陥り、日和見感染症や悪性腫瘍が生じてくる。 (3) 届出基準 ア～ウ (略) (4) 届出に必要な要件 ア H I V 感染症の診断（無症候期） (ア) H I V の抗体スクリーニング検査法（酵素抗体法（E L I S A）、粒子凝集法（P A）、免疫クロマトグラフィー法（I C）等）の結果が陽性であって、以下のいずれかが陽性の場合に H I V 感染症と診断する。 ① 抗体確認検査（Western Blot 法等） ② H I V 抗原検査、ウイルス分離及び核酸診断法（P C R 等）等の病原体に関する検査（以下「H I V 病原検査」という。） (イ) (略) イ (略)</p> <p>1 0～1 5 (略)</p> <p>1 6 梅毒 (1) (略) (2) 臨床的特徴 I 期梅毒として感染後 3～6 週間の潜伏期の後に、感染局所に初期硬結や硬</p> | <p>別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第 1～第 5 (略)</p> <p>第 6 五類感染症 1～8 (略)</p> <p>9 後天性免疫不全症候群 (1) (略) (2) 臨床的特徴 H I V に感染した後、C D 4 陽性リンパ球数が減少し、無症候性の時期（無治療で<u>約 1 0 年</u>）を経て、生体が高度の免疫不全症に陥り、日和見感染症や悪性腫瘍が生じてくる。 (3) 届出基準 ア～ウ (略) (4) 届出に必要な要件 ア H I V 感染症の診断（無症候期） (ア) H I V の抗体スクリーニング検査法（酵素抗体法（E L I S A）、粒子凝集法（P A）、免疫クロマトグラフィー法（I C）等）の結果が陽性であって、以下のいずれかが陽性の場合に H I V 感染症と診断する。 ① 抗体確認検査（Western Blot 法、<u>蛍光抗体法（I F A）</u>等） ② H I V 抗原検査、ウイルス分離及び核酸診断法（P C R 等）等の病原体に関する検査（以下「H I V 病原検査」という。） (イ) (略) イ (略)</p> <p>1 0～1 5 (略)</p> <p>1 6 梅毒 (1) (略) (2) 臨床的特徴 I 期梅毒として感染後 3～6 週間の潜伏期の後に、感染局所に初期硬結や硬</p> |

性下疳、無痛性の鼠径部リンパ節腫脹がみられる。

Ⅱ期梅毒では、感染後3か月を経過すると皮膚や粘膜に梅毒性バラ疹や丘疹性梅毒疹、扁平コンジローマなどの特有な発疹が見られる。

感染後3年以上を経過すると、晩期顕症梅毒としてゴム腫、梅毒によると考えられる心血管症状、神経症状、眼症状などが認められることがある。なお、感染していても臨床症状が認められないものもある。

先天梅毒は、梅毒に罹患している母体から出生した児で、①胎内感染を示す検査所見のある症例、②Ⅱ期梅毒疹、骨軟骨炎など早期先天梅毒の症状を呈する症例、③乳幼児期は症状を示さずに経過し、学童期以後にHutchinson 3徴候（実質性角膜炎、内耳性難聴、Hutchinson 歯）などの晩期先天梅毒の症状を呈する症例がある。また、妊婦における梅毒感染は、先天梅毒のみならず、流産及び死産のリスクとなる。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から梅毒が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、梅毒患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左下欄に掲げる検査方法により、抗体(1)カルジオリピンを抗原とする検査では16倍以上又はそれに相当する抗体価を保有する者で無症状病原体保有者と見なされる者（陳旧性梅毒と見なされる者を除く。）を診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ウ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、梅毒が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、梅毒により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

性下疳、無痛性の鼠径部リンパ節腫脹がみられる。

Ⅱ期梅毒では、感染後3か月を経過すると皮膚や粘膜に梅毒性バラ疹や丘疹性梅毒疹、扁平コンジローマなどの特有な発疹が見られる。

感染後3年以上を経過すると、晩期顕症梅毒としてゴム腫、梅毒によると考えられる心血管症状、神経症状、眼症状などが認められることがある。なお、感染していても臨床症状が認められないものもある。

先天梅毒は、梅毒に罹患している母体から出生した児で、①胎内感染を示す検査所見のある症例、②Ⅱ期梅毒疹、骨軟骨炎など早期先天梅毒の症状を呈する症例、③乳幼児期は症状を示さずに経過し、学童期以後にHutchinson 3徴候（実質性角膜炎、内耳性難聴、Hutchinson 歯）などの晩期先天梅毒の症状を呈する症例がある。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から梅毒が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、梅毒患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左下欄に掲げる検査方法により、抗体(カルジオリピンを抗原とするRPRカードテスト、凝集法若しくはガラス板法での検査で16倍以上又は自動化法での検査で概ね16.0R.U., 16.0U若しくは16.0SU/ml以上のものをいう。)を保有する者で無症状病原体保有者とみなされるもの（陳旧性梅毒とみなされる者を除く。）を診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ウ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、梅毒が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、梅毒により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

| 検査方法 | 検査材料 |
|--|------------------------------------|
| <u>染色法または PCR 検査等</u> による病原体の検出 | <u>病変</u> （初期硬結、硬性下疳、扁平コンジローマ、粘膜疹） |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>次の 1)、2) の両方の抗体検査による血清抗体の検出</u> 1) <u>カルジオリピンを抗原とする検査</u> 例) <u>RPR カードテスト、凝集法、自動化法 等</u> 2) <u>T. pallidum を抗原とする検査</u> 例) <u>TPLA 法、TPPA 法、CLIA 法、FTA-ABS 法 等</u> | 血清 |

17～49 （略）

第7 （略）

別記様式1～4 （略）

別記5-1～5-8 （略）

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

| 検査方法 | 検査材料 |
|---|------------------------------------|
| <u>墨汁法、ギムザ染色などの染色法</u> による病原体の検出 | <u>発疹</u> （初期硬結、硬性下疳、扁平コンジローマ、粘膜疹） |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>以下の①と②の両方に該当する場合</u> ① <u>カルジオリピンを抗原とする以下のいずれかの検査で陽性</u> ・ <u>RPR カードテスト、凝集法、ガラス板法、自動化法</u> ② <u>T. pallidum を抗原とする以下のいずれかの検査で陽性</u> ・ <u>TPHA 法、FTA-ABS 法</u> | 血清 |

17～49 （略）

第7 （略）

別記様式1～4 （略）

別記5-1～5-8 （略）

別記5-9 後天性免疫不全症候群

別記様式5-9

後天性免疫不全症候群発生届 (HIV感染症を含む)

都道府県知事 (保健所設置市長・特別区長) 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項 (同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 _____ 印 _____
(署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称 _____
上記病院・診療所の所在地(※) _____
電話番号(※) () - () - ()
(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

| | | | |
|---------------------|---|----------------------------------|-------------|
| 1 診断(検案)した者(死体)の類型。 | | ・患者(確定例) ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体。 | |
| 2 性別 | 男・女 | ① 診断時の症状(無症候性キャリアの場合は記載不要) | |
| 3 診断時の年齢 | 歳 | 1) 有 | |
| 4 病名 | 1) 無症候性キャリア 2) AIDS 3) その他() | 6 診断時の症状等 | 2) 無 |
| 5-1 診断方法 | ・抗HIV抗体スクリーニング検査 1) ELISA法 2) PA法 3) IC法 4) その他() ・確認検査 1) Western Blot法 2) その他() ・病原検査 1) HIV抗原検査 2) ウイルス分離 3) PCR法 4) その他() ・18か月未満の児の免疫学的所見 () (該当するもの全てに○をすること) | | ② 診断時のCD4値 |
| | | 7 発病年月日 (AIDSの発症(5-2)の診断) | 平成 年 月 日 |
| | | 8 初診年月日 | 平成 年 月 日 |
| | | 9 診断(検案)年月日 (AIDSの診断(5-2)の診断) | 平成 年 月 日 |
| | | 10 感染したと認められる年月日 | 昭和/平成 年 月 日 |
| | | 11 死亡年月日 ※ | 平成 年 月 日 |

別記5-9 後天性免疫不全症候群

別記様式5-9

後天性免疫不全症候群発生届 (HIV感染症を含む)

都道府県知事 (保健所設置市長・特別区長) 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項 (同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 _____ 印 _____
(署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称 _____
上記病院・診療所の所在地(※) _____
電話番号(※) () - () - ()
(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

| | | | |
|---------------------|---|----------------------------------|---------------------------------|
| 1 診断(検案)した者(死体)の類型。 | | ・患者(確定例) ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体。 | |
| 2 性別 | 男・女 | ① 診断時の症状(無症候性キャリアの場合は記載不要) | |
| 3 診断時の年齢 | 歳 | 1) 有 | |
| 4 病名 | 1) 無症候性キャリア 2) AIDS 3) その他() | 6 診断時の症状 | 2) 無 (無症候性キャリアの場合は、当欄の記載は不要) |
| 5-1 診断方法 | ・抗HIV抗体スクリーニング検査 1) ELISA法 2) PA法 3) IC法 4) その他() ・確認検査 1) Western Blot法 2) IFA法 3) その他() ・病原検査 1) HIV抗原検査 2) ウイルス分離 3) PCR法 4) その他() ・18か月未満の児の免疫学的所見 () (該当するもの全てに○をすること) | | 7 発病年月日 (AIDSの発症(5-2)の診断) |
| | | 8 初診年月日 | 平成 年 月 日 |
| | | 9 診断(検案)年月日 (AIDSの診断(5-2)の診断) | 平成 年 月 日 |
| | | 10 感染したと認められる年月日 | 昭和/平成 年 月 日 |
| | | 11 死亡年月日 ※ | 平成 年 月 日 |

- 1) カンジダ症（食道、気管、気管支、肺）
- 2) クリプトコッカス症（肺以外）
- 3) コクシジオイデス症（①全身に播種したもの ②肺、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの）
- 5-2、4) ヒストプラズマ症（①全身に播種したもの ②肺、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの）
- 5) ニューモシスティス肺炎
- A、6) トキソプラズマ脳症（生後1か月以後）
- I、7) クリプトスポリジウム症（1か月以上続く下痢を伴ったもの）
- D、8) イソスポラ症（1か月以上続く下痢を伴ったもの）
- S、9) 化膿性細菌感染症（13歳未満で、ヘモフィルス、連鎖球菌等の化膿性細菌により①敗血症 ②肺炎 ③髄膜炎 ④骨関節炎 ⑤中耳・皮膚粘膜以外の部位や深在臓器の膿瘍のいずれかが、2年以内に、二つ以上多発あるいは繰り返して起こったもの）
- 断、10) サルモネラ菌血症（再発を繰り返すもので、チフス菌によるものを除く）
- し、11) 活動性結核（肺結核又は肺外結核）
- た、12) 非結核性抗酸菌症（①全身に播種したもの ②肺、皮膚、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの）
- 指、13) サイトメガロウイルス感染症（生後1か月以後で、肝、脾、リンパ節以外）
- 標、14) 単純ヘルペスウイルス感染症（①1か月以上持続する粘膜、皮膚の潰瘍を呈するもの ②生後1か月以後で気管支炎、肺炎、食道炎を併発するもの）
- 息、15) 進行性多巣性白質脳症
- 該、16) カボジ肉腫
- 当、17) 原発性脳リンパ腫
- す、18) 非ホジキンリンパ腫
- る、19) 慢性的子宮頸癌
- 全、20) 反復性肺炎
- て、21) リンパ性間質性肺炎/肺リンパ過形成：LIP/PLH complex（13歳未満）
- に、22) HIV脳症（認知症又は重急性脳炎）
- 、23) HIV消耗性症候群（全身衰弱又はスリム病）

| | |
|---|--|
| 12 感染原因・感染経路・感染地域 | 13 感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要な事項として厚生労働大臣が定める事項 |
| ①感染原因・感染経路（確定・推定） 1 性的接触 （ア、同性間 イ、異性間 ウ、不明） 2 静注薬物使用 3 母子感染 （ア、胎内・出産時 イ、母乳） 4 輸血・血液製剤 （輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況：） 5 その他（） 6 不明 | ①最近数年間の主な居住地 1 日本国内（ 都道府県） 2 その他（） 3 不明 ②国籍 1 日本 2 その他（） 3 不明 |
| ②感染地域（確定・推定） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外 （国名：） 詳細地域： 3 不明 | |

（1、2、4から6、12、13欄は該当する番号等を○で囲み、3、7から11欄は年齢・年月日を記入すること。※欄は、死亡者を検索した場合のみ記入すること。）

この届出は診断から7日以内に行ってください

別記5-10~5-15 (略)

- 1) カンジダ症（食道、気管、気管支、肺）
- 2) クリプトコッカス症（肺以外）
- 3) コクシジオイデス症（①全身に播種したもの ②肺、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの）
- 5-2、4) ヒストプラズマ症（①全身に播種したもの ②肺、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの）
- 5) ニューモシスティス肺炎
- A、6) トキソプラズマ脳症（生後1か月以後）
- I、7) クリプトスポリジウム症（1か月以上続く下痢を伴ったもの）
- D、8) イソスポラ症（1か月以上続く下痢を伴ったもの）
- S、9) 化膿性細菌感染症（13歳未満で、ヘモフィルス、連鎖球菌等の化膿性細菌により①敗血症 ②肺炎 ③髄膜炎 ④骨関節炎 ⑤中耳・皮膚粘膜以外の部位や深在臓器の膿瘍のいずれかが、2年以内に、二つ以上多発あるいは繰り返して起こったもの）
- 断、10) サルモネラ菌血症（再発を繰り返すもので、チフス菌によるものを除く）
- し、11) 活動性結核（肺結核又は肺外結核）
- た、12) 非結核性抗酸菌症（①全身に播種したもの ②肺、皮膚、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの）
- 指、13) サイトメガロウイルス感染症（生後1か月以後で、肝、脾、リンパ節以外）
- 標、14) 単純ヘルペスウイルス感染症（①1か月以上持続する粘膜、皮膚の潰瘍を呈するもの ②生後1か月以後で気管支炎、肺炎、食道炎を併発するもの）
- 息、15) 進行性多巣性白質脳症
- 該、16) カボジ肉腫
- 当、17) 原発性脳リンパ腫
- す、18) 非ホジキンリンパ腫
- る、19) 慢性的子宮頸癌
- 全、20) 反復性肺炎
- て、21) リンパ性間質性肺炎/肺リンパ過形成：LIP/PLH complex（13歳未満）
- に、22) HIV脳症（認知症又は重急性脳炎）
- 、23) HIV消耗性症候群（全身衰弱又はスリム病）

| | |
|--|--|
| 12 感染原因・感染経路・感染地域 | 13 感染症のまん延及び当該者の医療のために必要な事項として厚生労働大臣が定める事項 |
| ①推定される感染原因・感染経路 1) 性行為感染 ア、異性間性的接触 イ、同性間性的接触 2) 静注薬物使用 3) 母子感染 4) 輸血 5) その他（） 6) 不明 | ①最近数年間の主な居住地 1) 日本国内（ 都道府県） 2) その他（） 3) 不明 ②国籍 1) 日本 2) その他 3) 不明 |
| ②推定される感染地域 1) 日本国内 2) その他（） 3) 不明 | |

（1、2、4から6、12、13欄は該当する番号等を○で囲み、3、7から11欄は年齢・年月日を記入すること。※欄は、死亡者を検索した場合のみ記入すること。）

この届出は診断から7日以内に行ってください

別記5-10~5-15 (略)

別記5-16 梅毒

別記様式5-16

梅毒発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日
 医師の氏名 _____ 印 _____
 （署名又は記名押印のこと）
 従事する病院・診療所の名称 _____
 上記病院・診療所の所在地（※） _____
 電話番号（※） _____
 （※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載）

| | |
|--|---|
| 1 診断（検査）した者（死体）の類型 | |
| ・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体 | |
| 2 性別 | 3 診断時の年齢（0歳は月齢） |
| 男 ・ 女 | 歳（ か月） |
| 病 型 | |
| ① 病型 | 1 1 感染原因・感染経路・感染地域 |
| 1) 早期梅毒（Ⅰ期（Ⅰ期） Ⅱ期梅毒） 2) 先天梅毒、4) 無症状（無症状病原体保有者） | ① 感染原因・感染経路（確定・推定） |
| ② HIV感染症合併の有無 | 1 性的接触 （A. 性交 B. 経口） （ア. 同性間 イ. 異性間 ウ. 不明） （性風俗営業の従事者（直近6か月以内）） |
| 1) 有 2) 無 3) 不明 | 1) 有（特記事項） 2) 無 3) 不明 （性風俗営業の利用歴（直近6か月以内）） |
| 4) 初期硬結（性器、肛門、口唇、口腔咽頭、その他（ ）」） ・硬性下疳（性器、肛門、口唇、口腔咽頭、その他（ ）」） ・淋症リンパ節腫脹（無痛性） ・梅毒性パラ疹 5) 丘疹性梅毒疹 ・扁平コンジローマ 6) ゴム腫 ・心血管症状 ・神経症状 ・眼症状 7) 骨軟骨炎 ・実質性角膜炎 ・感音性聴覚 8) Hutchinson 歯 ・その他（ ）」 9) なし | 2 新注薬物使用 3 母子感染（ア. 胎内・出産時 イ. 母乳） 4 輸血・血液製剤 （輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況： ）」 |
| ① 患者（確定例）の場合 | 5 その他（ ）」 |
| ・病変からの病原体の検出（染色法、PCR検査） ・次の1）、2）の両方の抗体検査による血清抗体の検出 1) カルジオリピンを抗原とする検査 2) <i>T. pallidum</i> を抗原とする検査 | 6 不明 |
| ② 無症状病原体保有者の場合 | ② 感染地域（確定・推定） |
| ・次の1）、2）の両方の抗体検査による血清抗体の検出 1) カルジオリピンを抗原とする検査 （抗体価を記載、16倍相当以上が必要） 結果：（ 倍、R.U.、U又はSU/ml） 2) <i>T. pallidum</i> を抗原とする検査 | 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国名： 詳細地域： ）」 3 不明 |
| ・その他の検査方法（ ）」 検体（ ）」 結果（ ）」 | ③ 過去の治療歴 1) 1年より前 2) 1年以内 3) なし 4) 不明 |
| 6 初診年月日 平成 年 月 日 | 1 2 感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要な事項として厚生労働大臣が定める事項 |
| 7 診断（検査）年月日 平成 年 月 日 | ・妊娠の有無 |
| 8 感染したと推定される年月日 平成 年 月 日 | 1) 有（ 週） 2) 無 3) 不明 |
| 9 発病年月日（*） 平成 年 月 日 | |
| 10 死亡年月日（※） 平成 年 月 日 | |

(1, 2, 4, 5, 11, 12欄は該当する番号等を○で囲み、3, 6から10欄は年齢、年月日を記入すること。)
 (※) 欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。
 (*) 欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
 4, 5欄は、該当するものすべてを記載すること。)

①②欄は診断時にのみ記入してください。

別記5-16 梅毒

別記様式5-16

梅毒発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日
 医師の氏名 _____ 印 _____
 （署名又は記名押印のこと）
 従事する病院・診療所の名称 _____
 上記病院・診療所の所在地（※） _____
 電話番号（※） _____
 （※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載）

| | |
|--|--|
| 1 診断（検査）した者（死体）の類型 | |
| ・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体 | |
| 2 性別 | 3 診断時の年齢（0歳は月齢） |
| 男 ・ 女 | 歳（ か月） |
| 病 型 | |
| ① 病型 | 1 1 感染原因・感染経路・感染地域 |
| 1) 早期梅毒（Ⅰ期（Ⅰ期） Ⅱ期梅毒） 2) 先天梅毒、4) 無症状（無症状病原体保有者） | ① 感染原因・感染経路（確定・推定） |
| ② HIV感染症合併の有無 | 1 対等の権利なものの刺入による感染（刺入物の種類・状況） |
| 1) 有 2) 無 3) 不明 | 2 新注薬物常用 3 輸血・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況： ）」 |
| 4) 初期硬結 ・硬性下疳 ・淋症（淋菌性） ・梅毒性パラ疹 ・丘疹性梅毒疹 ・扁平コンジローマ ・ゴム腫 ・心血管症状 ・神経症状 ・眼症状 ・骨軟骨炎 ・実質性角膜炎 ・感音性聴覚 ・Hutchinson 歯 ・その他（ ）」 | 4 性的接触（A. 性交 B. 経口） （ア. 同性間 イ. 異性間 ウ. 不明） |
| ① 患者（確定例）の場合 | 5 母子感染（ア. 胎内・出産時 イ. 母乳） |
| ・病変からの病原体の検出（染色法、PCR検査） ・次の1）、2）の両方の抗体検査による血清抗体の検出 1) カルジオリピンを抗原とする検査 2) <i>T. pallidum</i> を抗原とする検査 | 6 その他（ ）」 |
| ② 無症状病原体保有者の場合 | ② 感染地域（確定・推定） |
| ・次の1）、2）の両方の抗体検査による血清抗体の検出 1) カルジオリピンを抗原とする検査 （抗体価を記載、16倍相当以上が必要） 結果：（ 倍、R.U.、U又はSU/ml） 2) <i>T. pallidum</i> を抗原とする検査 | 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国名： 詳細地域： ）」 |
| ・その他の検査方法（ ）」 検体（ ）」 結果（ ）」 | ③ 過去の治療歴 1) 1年より前 2) 1年以内 3) なし 4) 不明 |
| 6 初診年月日 平成 年 月 日 | 1 2 感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要な事項として厚生労働大臣が定める事項 |
| 7 診断（検査）年月日 平成 年 月 日 | ・妊娠の有無 |
| 8 感染したと推定される年月日 平成 年 月 日 | 1) 有（ 週） 2) 無 3) 不明 |
| 9 発病年月日（*） 平成 年 月 日 | |
| 10 死亡年月日（※） 平成 年 月 日 | |

(1, 2, 4, 5, 11欄は該当する番号等を○で囲み、3, 6から10欄は年齢、年月日を記入すること。)
 (※) 欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。
 (*) 欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
 4, 5欄は、該当するものすべてを記載すること。)

この届出は診断日から5日以内に行ってください。

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 別記 5 - 1 7 ~ 5 - 2 4 (略) | 別記 5 - 1 7 ~ 5 - 2 4 (略) |
| 別記 6 (略) | 別記 6 (略) |

健感発 1018 第 3 号

平成 30 年 10 月 18 日

公益社団法人 日本医師会
感染症危機管理対策室長
釜菴 敏 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 4 条
第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める五類感染症及び事項の一部を
改正する告示の施行に伴う各種改正について（通知）

標記について、今般、別添（写）のとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）長宛て通知したところです。

つきましては、都道府県医師会及び貴会会員への周知について、特段の御配慮方よろしくお願いいたします。